

佐賀県人事委員会告示第3号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成12年佐賀県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年10月1日から施行する。

平成30年9月28日

佐賀県人事委員会委員長 中野 哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
事業	事業所名	監督機関	事業	事業所名	監督機関
略			略		
労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局の本庁 議会及び委員会・委員の事務局 首都圏事務所 県税事務所 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター（保護課及び地域生活リハビリ課を除く。） <u>中央児童相談所</u> 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除センター 家畜保健衛生所 教育事務所 警察本部（自動車整備工場を除く。） 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署	人事委員会	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局の本庁 議会及び委員会・委員の事務局 首都圏事務所 県税事務所 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター（保護課及び地域生活リハビリ課を除く。） <u>児童相談所</u> 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除センター 家畜保健衛生所 教育事務所 警察本部（自動車整備工場を除く。） 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署	人事委員会
備考 略			備考 略		